

令和 8 年

第 2 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 8 年 2 月 25 日 午後 1 時 30 分から

場 所 国府支所 2 階 第 1 ・ 2 会議室

1 出席委員

1 番 安池 幸子

2 番 加藤 敏行

3 番 竹内 欣也

5 番 山口 秀雄

6 番 鈴木 洋有

7 番 平原 則子

8 番 青木 貞治

9 番 守屋 智

10 番 加藤 敏郎

11 番 渡邊 康弘

12 番 仲出川 治幸

15 番 柳田 進

16 番 戸塚 昭雄

2 欠席委員

13 番 石井 雅浩

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田 政夫 吉川 京男 柏木 博 二宮 晃一

5 出席事務局員

事務局長 木村 公哉

書 記 久保田 徳人 伴野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第 32 条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は 13 名で、定足数に達しておりますので令和 8 年第 2 回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、13 番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により、2 番加藤敏行委員と 3 番竹内欣也委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第 2 の議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号 1 番と 2 番及び 3 番と 4 番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の 2 ページの 2 件でございます。場所につきましては総会資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 4 号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項で議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に 1 番と 2 番について説明します。

事務局

《議案第4号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の構造改善地区内の畑1筆で、貸し手は町外の非農家、借り手は町外の農業法人で、隣接農地も借りており、当該農地を継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、2月18日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第4号1番と2番の農地について、2月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が営農を行っている農地に隣接した畑1筆ですが、継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第4号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第4号1番と2番について、原案とおり決定しました。

議長 次に3番と4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第4号3番と4番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の構造改善地区内の田1筆で、元は耕作放棄地であった水田を町外の農家が借りて稲作を行っています。

貸し手は地元農家、借り手は町外の農家で、隣接農地も借りてマコモタケを栽培しています。当該農地を継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、2月18日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第4号3番と4番の農地について、2月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手がマコモタケを栽培している水田に隣接した小さな田1筆ですが、継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第4号3番と4番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第4号3番と4番について、原案とおりの決定しました。

議長 以上で議案第4号を終わります。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書3ページと4ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の2ページから4ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から4番を朗読》

書記 報告第1号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 温室とは何か。

事務局 趣味のサボテンの栽培のため、敷地内に温室を作るそうです。

委員 ビニールハウスのようなものですね。そこでサボテンを栽培することは農業に該当しないのか。

事務局 農地転用により宅地となった場合、敷地内の家庭菜園で野菜や果物を栽培しても農業には該当しません。温室でのサボテンの栽培も同様です。

委員 栽培したサボテンを売った場合はどうなるのか。

事務局 転用者は農家ではなく、販売目的で栽培を行うとは聞いていません。売ったり譲ったりすることは考えられますが、あくまでも趣味の範疇だと考えられます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第2回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後1時45分)